

掘削したら油が出てきたけど、どうしたらいい？

キーワード

油汚染、油臭・油膜、油汚染対策ガイドライン

ワンポイント解説



(一社)土壌環境センターHPより転写

建設工事等において、油類を扱っていた事業所や工場跡地等にて掘削中に土中から油(ガソリン、重油、灯油、軽油、機械油など)や油汚染土壌・地下水に遭遇する場合があります。

油類による土壌・地下水汚染については法的規制がなく、また基準等も定められておりません。とはいえ、油汚染から生じる油臭や油膜による周辺環境への影響や油汚染土壌等への対策が必要となります。

油そのものであれば廃油として産業廃棄物処理ができますが、油を含む建設発生土は産業廃棄物には該当しないため、その措置対策には十分な検討が必要となります。軽微な油汚染における現地での油低減剤等の散布から、重度な汚染における汚染土壌の掘削除去・敷地外での専門処理施設での処理や現地での薬剤や微生物による浄化工事等まで、汚染状況や諸条件により多様な方法があります。なお、油の種類によっては土壌汚染対策法の適用を受ける場合があるので要注意です。